

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	23																																				
支出年月日	平成 29年 6月 3日 9,094																																				
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料 作成 費 資料購入費 人件費 事務所費																																				
領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。）																																					
 <p>〒371-0023 高崎市栄町1-1 http://www.yamada-denshiweb.com</p> <p>丁西宮甲子園店 0798-37-1561 御来店誠に有り難う御座います ポイントカード会員募集中！</p> <p>会員登録</p> <p>No. [REDACTED] [現金壳] 2017/06/03 11:20 レジ担当 [REDACTED] 販売担当 [REDACTED] 会員No. [REDACTED]</p> <table border="1"> <tr><td>3199139018 BC1351+3505MP</td><td>351</td></tr> <tr><td>キャノンインク 1:持帰 外08</td><td>03</td></tr> <tr><td></td><td>¥3,791</td></tr> <tr><td>3195619019 CD975AA(HP920BKL)</td><td>920</td></tr> <tr><td>HPインク 1:持帰 外08</td><td>03</td></tr> <tr><td></td><td>¥3,140</td></tr> <tr><td>3195620015 CD972AA(HP920C)</td><td>920</td></tr> <tr><td>HPインク 1:持帰 外08</td><td>03</td></tr> <tr><td></td><td>¥1,490</td></tr> <tr><td>小計</td><td>¥8,421</td></tr> <tr><td>+消費税</td><td></td></tr> <tr><td>税込計</td><td>¥9,094</td></tr> <tr><td>ポイント値引</td><td>OP</td></tr> <tr><td>合計</td><td>¥9,094</td></tr> <tr><td>(内消費税</td><td>¥673)</td></tr> <tr><td>現金</td><td>¥9,094</td></tr> <tr><td>お預り</td><td>¥10,000</td></tr> <tr><td>お釣り</td><td>¥906</td></tr> </table> <p>ポイント会員No. [REDACTED] 前回累計ポイント数 [REDACTED] 値引ポイント数 [REDACTED] 今回ポイント数 [REDACTED] 累計ポイント数 [REDACTED]</p> <p>商品の返品につきましては必ずこのレットとポイントカード（お持ちのお客様）をお持ち下さい。 お持ちでないと返品が出来ません。</p> <p>印紙税申告納付につき高崎税務署本認済</p> <p>支出内 (按分の計算) [REDACTED]</p> <p>その他</p>		3199139018 BC1351+3505MP	351	キャノンインク 1:持帰 外08	03		¥3,791	3195619019 CD975AA(HP920BKL)	920	HPインク 1:持帰 外08	03		¥3,140	3195620015 CD972AA(HP920C)	920	HPインク 1:持帰 外08	03		¥1,490	小計	¥8,421	+消費税		税込計	¥9,094	ポイント値引	OP	合計	¥9,094	(内消費税	¥673)	現金	¥9,094	お預り	¥10,000	お釣り	¥906
3199139018 BC1351+3505MP	351																																				
キャノンインク 1:持帰 外08	03																																				
	¥3,791																																				
3195619019 CD975AA(HP920BKL)	920																																				
HPインク 1:持帰 外08	03																																				
	¥3,140																																				
3195620015 CD972AA(HP920C)	920																																				
HPインク 1:持帰 外08	03																																				
	¥1,490																																				
小計	¥8,421																																				
+消費税																																					
税込計	¥9,094																																				
ポイント値引	OP																																				
合計	¥9,094																																				
(内消費税	¥673)																																				
現金	¥9,094																																				
お預り	¥10,000																																				
お釣り	¥906																																				

裏用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙（A4白紙）に貼付してください。

A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。

※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	24
支出年月日	平成 29年 6月 5日 23,760
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。）

12-11-2代 6月分

① 29-6-5 振替	*23,760 リコーリース(株)	*58,158*
-------------	-------------------	----------

支出内容 (按分の計算方法)	
その他	

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙（A4白紙）に貼付してください。

※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。

※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないように注意ください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	25
支出年月日	平成 29 年 6 月 10 日 2017.06.10
支出項目	調査研究費 <input checked="" type="checkbox"/> 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。）	

内閣府議院議事堂

領 収 証 前田辰一 様 No.

金額	¥ 20,000
----	----------

内 説
現 金
小 切 手 /
手 形 /
消費税額等(%)

但 2017年6月10日 記

2017年 6 月 10 日 上記正に領収いたしました

收入印紙

神戸市灘区水道筋6丁目7番
らっこう医療生活協同組合



SVL-R1

支出内容 (按分の計算方法)	
その他	

*用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙（A4白紙）に貼付してください。

*A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。

*まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

前田しんいちと暮らし・地域を語る会

平成29年6月10日(土)
打出集会所

開会あいさつ

・世話人代表

一部

前田しんいち市議会報告

- ・平成29年度の芦屋市政の特徴
- ・芦屋市の介護保険

講演 「終のすみかは?」

講師 塩江 剛さん (ろっこう医療生活協同組合理事・ケアマネジャー)

メモ

二部

交流会

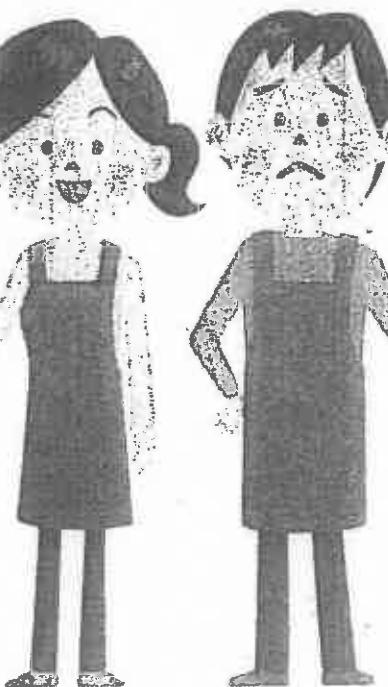
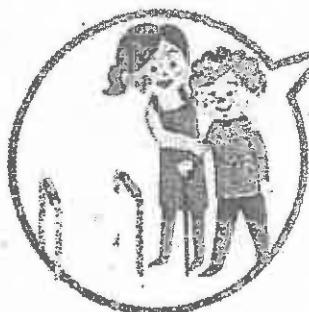
要介護認定の区分 早わかり表

要介護認定の目安は次の表のようになります。区分が明確に分けられています。

要支援1	生活の中で、身の回りの世話の一部に手助けが必要な状態。 掃除など、立ち上がり時になんらかの支えを必要とする時がある。排泄や食事は、ほとんど自分でできる、など。	在宅の介護予防サービスを利用することができます。
要支援2	要支援1の状態から能力が低下し、日常生活活動で何らかの支援又は部分的な介護が必要となる状態、など。	
要介護1	・みだしなみや掃除などの身の回りの世話に、手助けが必要。立ち上がり、歩行、移動の動作に支えが必要とするときがある。 ・排泄や食事はほとんど自分でできる。問題行動や理解の低下がみられることがある、など。 ・日常生活は、ほぼ1人でできる。	在宅と施設、それぞれの介護サービスを利用することができる。
要介護2	・みだしなみや掃除など身の回りの世話の全般に助けが必要。立ち上がりや歩行、移動になんらかの支えが必要。 ・排泄や食事に見守りや手助けが必要なときがある。問題行動や理解の低下がみられることがある、など。 ・日常生活のなかの動作に、部分的に介護が必要。	
要介護3	・みだしなみや掃除など身の回りの世話、立ち上がりなどの動作がひとりでできない。歩行や移動など、ひとりできないことがある。 ・排泄が自分でできない。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある、など。 ・日常生活の動作の中で、ほぼ全面的に介護が必要。	
要介護4	・みだしなみや掃除など、立ち上がり、歩行などがほとんどできない。 ・排泄がほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある、など。 ・介護なしでは日常生活が困難。	
要介護5	・みだしなみや掃除など、立ち上がり、歩行や排せつ、食事がほとんどできない。 ・多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。ほぼ寝たきりの状態に近い、など。 ・介護なしでは日常生活が送れない。	
「みんなの介護」より		

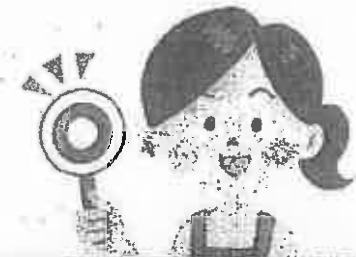
介護保険で できる・ できないこと

できること



介護保険は40歳以上の方が納める介護保険料と税金によって運営されています。
このため、介護保険のサービスの対象になるものには一定のルールが設けられています。
ホームヘルパーは介護の専門職であって、「家事のすべて」を頼むことができるわけではありません。

介護保険でできること



▶身体介護

身体介護のサービスを受けられる方

食事や入浴、排せつなど、
利用者の身体に直接触れる介助サービス

本人が食事や入浴などの生活動作ができず、介助を必要とする場合に、世帯や家族の状況に関わらず、利用できます。



食事の介助



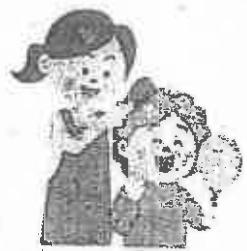
入浴の介助、清拭



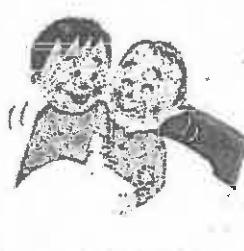
排せつの介助



着替えの介助



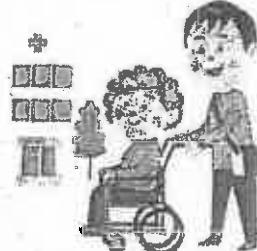
身体の整容・洗面



起床・就寝の介助



服薬の介助



通院・外出の介助



※上記のほか、自立を支援する目的で、入浴の見守りをすることや、本人とヘルパーと一緒に調理することも「身体介護」に含まれます。



日常生活に必要な買い物、役所や銀行での手続き、通所介護施設・介護保険施設の見学などのための外出にご利用いただけます。



冠婚葬祭、お墓参り、外食、理美容、趣味嗜好（習い事、旅行、ギャンブル等）などのための外出には、ご利用いただけません。

▶生活援助

生活援助のサービスを受けられる方

利用者本人が主に利用する居室の清掃・本人の衣類の洗濯・本人のための調理など、日常生活の援助

本人が一人暮らしで身体状況などにより自分では家事が困難な場合や、同居する家族等が傷害や疾病等、または同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合に、利用できます。



居室の掃除、ごみ出し



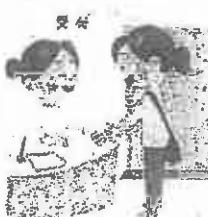
洗濯、衣類の整理・被服の補修



一般的な食事の準備・調理・後片づけ



日常生活に必要な買い物



薬の受け取り

介護保険制度の歴史

- ・介護保険制度は 2000 年 4 月にスタート
- ・介護大国となった日本には欠かせない制度
- ・3 年ごとに改定が行われることになっており、2000 年以降これまでに複数回改定が行われています
- ・介護保険制度の改定は、財政の問題に大きく左右されるとともに、時代の流れ、ニーズによって行われてきた
※これまで様々な改定が行われてきましたが、2006 年、2012 年、2015 年の改定は重要なものであったと言えます

2006 年の介護保険制度改定について

- ・「介護予防・地域支え合い事業」が介護保険内に組み込まれた
- ・地域包括支援センターが創設された

2012 年の介護保険制度改定について

- ・「地域包括ケアシステム」の推進（住み慣れた町で介護を）

2015 年の介護保険制度改定について

- ①介護職の待遇改善と資格について
- ②一定以上所得者の介護保険サービス自己負担増（2 割負担）
- ③特別養護老人ホームの入居制限（要介護 3 以上）
- ④全ての市区町村で認知症対策の新事業の義務化
(認知症患者は予備軍を含めると 800 万人に達する)
- ⑤介護と医療の連携強化

2017 年 4 月 総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）がスタート

※要支援 1・2 の方で訪問介護、通所介護サービスを利用の一部が対象

次回の改定は 2018 年度です

改定によってメリットのある方もいれば、デメリットとなる方もいらっしゃる

介護保険制度の内容

- ・2000年4月1日にスタート
 - *高齢者の自立支援を理念とする
 - *財源は公費（税金）と保険料
- ・申請が必要（申請主義） → 皆さん介護保険証はお持ちですか？
 - *国民皆保険の医療保険制度に対して
- ・第1号被保険者 65歳以上の方が利用
(40歳以上65歳未満 第2号被保険者)
- ・9割が保険者負担（利用者負担が1割 ※一昨年から2割負担の方）
- ・保険料は15段階に分けれれて負担（神戸市？）
(5段階 基準額68748円 27500円～171870円)
- ・介護保険の申請（相談窓口は？）
- ・要介護認定 → 要支援1・2 要介護1～5
- ・介護保険適応のサービス（在宅サービス・施設サービス）

「終の棲家とは」

人生の最期の時をどこで迎えたいか。。。

平成26年、総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）が26%を超えた。これは世界で最も高い高齢化率である。

増え続ける高齢者にとって必要なものは医療であろうか？

それとも、血の通った介護であろうか？多様な福祉であろうか？

それとも、家族愛であろうか？安息できる場所であろうか？

大切なことは、その人にとってそこが「住まい」であるかどうかなのだ。

「施設」であっても、その人が「住まい」だと思えばそこは「住まい」となる。

政府は「地域包括ケアシステム」というモデルを打ち出し、在宅医療の充実を図りながら、高齢者になるべく住み慣れた自宅で最期を迎えられるように政策を進めている。だが、これはあくまでエビデンス等に基づいた公共体の方針であり、高齢者にとって万能なものとは限らない。

何故なら、政策の向こうに高齢者はいない。高齢者の生きる先にそれぞれの答えがあるからだ。

もう一度言うが、大切なことはその人にとってそこが「住まい」であるかどうかである。

介護保険サービス等がいくら充実していても、それはその人の状態や家族の状況によって変わる。

大切なことは現状に見合う適切な選択と行動が出来るかである。

それには、その人の状態、周りの人々の状況、経済的な状況、地域環境等を加味する必要がある。

だからこそ、一人で悩まず、家人や友人、行政機関や介護保険事業等に勤務する専門家に相談してほしい。



高齢期の「住まい」

ご自身が高齢期を迎えたときに、「どこで」「どんな暮らし方」をしたいとお思いでしょうか？ それを考えるためには、まず、高齢期の「住まい」にはどのようなものがあるのかを知ることが必要です。

「住まい」選択のための確認のポイント

- 1人暮らしは不安
- 寝起が負担になった
- 病気や介護が心配
- 子供に迷惑をかけたくない

いつから？

何歳まで？
元気なうち or
体が弱ってから？

- 集団生活は好まない
- 近くの友人・知人達と
離れたくない
- 今の家に住み続けたい
- 環境を変えたくない

どこで？

ホーム or 自宅
どこに住むのか。

何を？

どんなサービスを
求めるのか。

介護になった時に備えて、自宅のバリアフリー化や移りやすさを
追求する

誰が？

自分 or 家族が
決めるのか。

いつまで？

最後まで
過ごせるか。

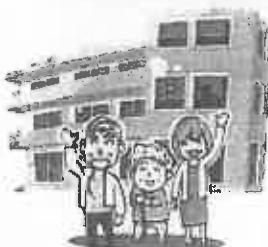
いくら？

費用負担は
どこまで可能か。

 高齢期の
選択肢

説明しない

- ・有料老人ホーム
- ・グループホーム（高齢者入居型）
- ・サービス付き高齢者向け住宅
- ・介護老人ホーム
- ・グループホーム
- ・共同暮生活（老人ホーム）
- ・老人施設併用
- ・施設別居
- ・ケアハウス（軽費老人ホーム）
- ・サービス付き高齢者向け住宅



ホーム等で暮らす



自宅で暮らす

高齢期の「住まい」を選ぶ場合には、いつから、どこで暮らすかを、考えておくことが大切です。元気なうちに住み替えるのか、それとも介護が必要になってから住み替えるのかで、選択する高齢期の「住まい」も変わってくるからです。

それでは、ここでそれぞれの特徴を確認しましょう。

	施設・住まい	対象者	特徴
民間施設・住まい	有料老人ホーム	元気な方 要支援の方 要介護の方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護、食事、生活支援等のいずれかのサービスを受けることができる。 ・ 4つの類型【介護付（一般）・介護付（外部）・住宅型・健康型】があり、要介護時のサービスが異なる。 ・ 契約内容は、ホームごとに異なる。
	サービス付き高齢者向け住宅	元気な方 要支援の方 要介護の方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安否確認と生活相談サービスが必須のサービスで、バリアフリー構造や一定の面積、設備等が定められている。 ・ 必須のサービス以外は、それぞれの住まいにより利用できるサービスの内容が異なる。 ・ 契約形態や価格（料金）も住まいごとに異なる。
	認知症高齢者グループホーム	要介護（認知症）の方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の高齢者が、5～9人以内を1グループとし、共同生活を送る。 ・ 入浴や食事等の日常生活上の介護サービスを受けることができる。

福祉施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	要介護3以上の方 ※要介護1・2でも一定の要件を満たせば特例的に入所可能	<ul style="list-style-type: none"> 常に介護が必要な寝たきりや認知症等の高齢者が入所。 入浴・食事・排泄等の介護、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けることができる。
	介護老人保健施設 (老人保健施設)	要介護の方	<ul style="list-style-type: none"> 症状が慢性期にある高齢者が、リハビリテーションを中心に、看護、医学的管理の下で介護、機能訓練、必要な医療及び日常生活上の世話を受ける。 3ヵ月ごとにケアプランを作成し、自宅での生活の復帰をめざす。
	介護療養型 医療施設 (療養病床)	要介護の方	<ul style="list-style-type: none"> 長期にわたる療養を必要とする高齢者が、一定基準を満たした病院・病棟で、介護その他の世話及び機能訓練、その他の必要な医療を受けることができる。
	ケアハウス (軽費老人ホーム)	元気な方 要支援の方 要介護の方	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活を行なうことは出来るが、身体機能が低下しつつあるため、自立した生活が不安な高齢者が利用する。 介護が必要となった場合、ホームが提供する介護サービスを利用しながら生活することができるもの（特定施設入居者生活介護）と、外部のサービス（訪問介護等）を利用しながら生活することができるものがある。

高齢期の「住まい」のうち、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅について、確認しましょう。

「サービス付き高齢者向け住宅」は、「高齢者を入居させ、食事、介護、家事、健康管理のいずれか」（老人福祉法29条）を提供していれば、それは同時に「有料老人ホーム」と位置付けられます。実際に、「サービス付き高齢者向け住宅」のうち、95%前後の割合で「食事の提供」を行っています。

項目	有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅
所管	厚生労働省	国土交通省・厚生労働省（共管）
根拠法	老人福祉法【都道府県等に届出】	高齢者の居住の安定確保に関する法律【都道府県に登録】
権利形態	利用権方式（居住とサービスの契約が一体となっている）が主流 入居者の死亡により契約終了となる場合が多い	賃貸借契約（入居者の死亡による契約終了は認められないため、相続人からの解約が必要）が主流／利用権も登録可
入居要件	従来60歳以上 自立から要介護まで	60歳以上の者／要支援・要介護認定を受けている60歳未満の者
ハード面	<ul style="list-style-type: none"> 居室は個室（介護居室は13m²以上） 日照、採光、換気等の保健衛生に十分配慮し、入居者の身体機能の低下や障害が生じた場合にも対応できる設計 	<ul style="list-style-type: none"> 原則25m²以上 各戸にトイレ・洗面を設置、また原則、台所・浴室・収納を設置 バリアフリー（手摺の設置、段差の解消、廊下幅の確保）
サービス面	介護、食事、洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供	少なくとも安否確認、生活相談サービスを提供
基準	入居者の数及び提供するサービスの内容に応じて適宜配置（介護職員、看護職員、機能訓練指導員、栄養士、生活相談員、管理者、事務員、調理員等）	社会福祉法人、医療法人、指定居宅サービス事業所等の職員または医師、看護師、介護福祉士、介護支援専門員（ケアマネジャー）、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）以上の資格を有する者が少なくとも日中常駐（常駐しない時間帯は、緊急通報システムにより対応）
介護サービス※ (介護保険)	<ul style="list-style-type: none"> 介護付は特定施設としての居宅サービス 住宅型は外部事業所による居宅サービス 	<ul style="list-style-type: none"> 特定施設は特定施設としての居宅サービス 特定施設ではない住宅は外部事業所による居宅サービス
介護サービス 提供方法	<ul style="list-style-type: none"> 介護付はホームの職員・スタッフ 住宅型は外部事業所の職員・スタッフ 	<ul style="list-style-type: none"> 特定施設はホームの職員・スタッフ 特定施設ではない住宅は外部事業所の職員・スタッフ
利用料金	敷金、家賃及び介護等サービス提供費用は徴収可（家賃・サービス費の前払金、管理費・食費・介護費用等の月額利用料） ※権利金その他の金品を受領してはならない	敷金、家賃、サービス提供費用は徴収可（家賃・サービス費の前払金、共益費・食費等の月額利用料） ※権利金その他の金品を受領してはならない

※老人福祉法上、有料老人ホームに該当する「サービス付き高齢者向け住宅」においては、有料老人ホームと同様、介護保険制度上の基準を満たして指定を受けた施設は、「特定施設入居者生活介護（以下「特定施設」と言います。）」として位置付けられた介護サービスを提供します。介護保険については、介護保険制度とはをご覧ください。

介護保険でできないこと

1. 利用者本人以外のための行為
2. ホームヘルパーが行わなくとも日常生活に支障がないと判断される行為
3. 日常的に行われる家事の範囲を超える行為

は対象になりません。



利用者本人以外の者のための洗濯・調理・買い物



主として利用者本人が使用する居室等以外の掃除



自家用車の洗車・清掃



草むしり、花木の水やり



ペットの世話



家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え



大掃除※、窓のガラス磨き、床磨き



特別な手間をかけて行う料理(おせち料理など)

※換気扇や照明器具、エアコン、ベランダ等の掃除も、日常の家事の範囲を超える行為です。

利用者本人がいない時のサービス

利用者本人がいない時に、サービスを利用することはできません。例えば、本人が外出しているときに、ホームヘルパーが居宅で掃除や洗濯を行うのは、介護保険の対象となりません。



日常生活に必要な物以外(酒類等)の買い物



単なる見守り、安否確認、留守番、話し相手

医療行為について

ホームヘルパーによる医療行為は認められていません。本人や家族ができる行為でも、ホームヘルパーは基本的にはできません。ただし、平成24年4月より、一定の要件を満たしているホームヘルパーによるたんの吸引、経管栄養の処置が認められるようになりました。医師の指示に基づく行為ですので、必ず担当のケアマネジャーと相談してください。

病院内行動について

病院内は医療保険の対象となるため、原則として介護保険は使えません。

準備や片付け、記録について

介助にあたっての準備や片付け、サービス提供後の記録も訪問介護サービスの一環です。
サービス時間内に行います。

サービス時間

準備

サービス

片付け

サービス
の記録

金銭・貴重品の取り扱いについて

金銭や貴重品の取り扱いをホームヘルパーに頼むことはできません。
ただし、生活費の引出しのためにホームヘルパーに同行してもらうことはできます。

●認知症等により 金銭管理に不安のある方のご相談

こうべ安心サポートセンター
(神戸市社会福祉協議会)
☎078-271-3740

受付:月~金 9:00~12:00, 13:00~17:00

生活必需品の買い物に使用するために
必要な金銭を一時的にホームヘルパー
に渡す場合には、金銭管理台帳やノー
トに記入してもらい、レシートや領收
書を必ずもらうようにしましょう。

介護に関するお悩みは、
まずはケアマネジャーに
相談しましょう。

介護保険の訪問介護(ホームヘルプ)サービスは、ケアマネジャーの作成した
居宅サービス計画(ケアプラン)及びそれに沿って作成された訪問介護計画に基
づき、提供されます。
介護に関する相談がある場合は、まずはケアマネジャーに相談して、自分の状
況や希望を伝えるようにしましょう。

できることは
自分で行いましょう。

介護保険の目指すサービスは、利用者が
「自立した日常生活」を送ることができるよ
うに必要な支援を行うことです。
自分でやろうとすればできるのに、面倒だ
からといってホームヘルパーに任せざりにな
つてしまふと、心や身体の機能はどんど
ん低下していき、できることもできなくなつ
てしまいます。
「できることは自分ですることを心がけ、活
発に生活するようにしましょう。」

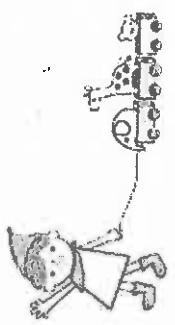
これまでいいの質量の就学前の保育所のあり方にについて公表

「市立幼稚園・保育所のあり方」について公表

芦屋市は、市の就学前教育・保育施設について、下記の検討結果を公表しました。

- 朝日ヶ丘幼稚園を岩園幼稚園に統合し、市立岩園幼稚園として運営する。
- 精道幼稚園を精道保育所と統合し、精道幼稚園又は精道保育所跡地に市立幼稚園を新設する。
- 打出保育所及び大東保育所を民間移管する。
- 分庁舎に民間の小規模保育事業所を、ハートフル福祉公社跡地に民間の認可保育所を誘致する。

- 官川幼稚園、伊勢幼稚園及び新浜保育所を統合し、西蘿町市立住宅跡地に市立西蘿町保育所を新設する。
- 各施設の跡地利用は今後検討する。



幼稚園の適正規模と適正配置について、学校教育審議会答申で各園域(中学校校区)において当面は1園～2園が望ましいとしました。一方、保育所配置については市内部で検討を重ねてきました。この両者の検討と調整を総合教育会議で行い、上記の「あり方」をまとめたとされています。

私は、この「あり方」については問題点が多すぎると考えます。

- 公立幼稚園・保育所のあり方を大きく変更する内容について、保護者などの意見が反映されていない。

- 市内保育所統定員中で公立は既に4割。2園の民営化で27%となり、2園が幼稚園との統合で認定こども園に移行すると11%、公立の役割が後退する。

- 市立西蘿町保育所を統合して最大300名とされ、大規模化して就学前施設としてきめ細やかな態勢がとれるかが課題がある。

など、様々な検討されるべき問題があります。結論の押しつけは反対です。

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022
民間保育 (公募)						
精道保 (新道幼)	通育保育 改修	引越き保育 解体・建設	(公募)			
西蘿町保 新浜保	市街道こども園					
年 度	2017年度末	2018年度末	2019年度末	2020年度末	2021年度末	2022年度末
保育士定員(参考) *精道保で認定こども園の場合	5	10	2	2	2	10
職員数	1職員(休業停止)	5職員のみ	8職員へ統合			
幼稚園	官川幼	4・5歳児保育				
	伊勢幼	4・5歳児保育				

新社会党 芦屋市議会議員

前田 ひかり 活動レポート No109

2017・春

市議会控え室 電話 0797-38-2057
自宅 芦屋市大東町 11-20-111
電話 & Fax 0797-32-7766 メール fwnx2052@mbinfoweb.ne.jp
新社会党芦屋駅支部 芦屋市駅王塚町 1-4-103 電話 & Fax 0797-32-4095

暮らしや地域の課題解決
に全力で取組みます。
皆様のお声を
お寄せ下さい。

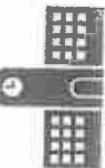
6月定例市議会予定	
6月 金	講堂説明会・金協
2日 木	親会連絡委員会
8日 木	本会議
9日 金	建設公営企業常任委員会
12日 火	民生文教常任委員会
13日 水	総務常任委員会
14日 木	親会連絡委員会
16日 金	本会議
19日 月	本会議
20日 火	本会議
21日 水	本会議
22日 木	委員会予備日
29日 木	議会運営委員会
30日 金	本会議

移籍にぜひとも越し下さい。
本会議はインターネット中継・録画で
ご覧いただけます。

（さくら参道 無電柱化工事で見始め）
新年度、期待と不安感のへり混じる暮らしに目を軽じれば、年金保険料と暮らしや地域の引き下げと運動して児童扶養手当、持続化給付金の引き下げなどなる。百年安心のための年金制度の崩壊が本格化。食用油やのりの値上がりが増減、下が減税など何これと。この発想なら内都留保養金を潤沢に溜め込む大企業には増税、暮らし改善の進まぬ庶民にはは森友学園問題を持ち切り。龍池氏の立ち回りで事の本質がどこに行くのかと。国有地という国民財産が「神風が吹いた」と8億円の値引き、情報公開に契約書しかなく成約に至る大企業には内規で処分済み、ど？公文書管理法で国民への透明性と説明責任を果たすには金輪際ごめん。マスコミ報道が決して本法に反しないけれども…。憲法・教育・労働法にも良きことあり、憲法・教育・労働法に引き回されたりした後日、遺憾なこと問題なしと開城ついでまた道を繰り返さぬ取組を、地域から決して教育物語。教科使用すること問題なしとして問題なしといふ道、戦前回帰。「共謀罪法」案、地元からついで上げたい。

新年度 どうなる

大学入学支援金制度の創設



過去に大学生対象の奨学金が行政改革実施計画で廃止をされました。新社会党会派時代から例年の予算要望で復活を求めていました。この度、奨学金復活はなれませんでしたが大学等入学支援基金が設置されました。

基金額は1億円(市民の御遺志の寄付5千万円と市財源5千万円)この基金を活用し、一人20万円を限度に年間800万円の予算で、平成30年度以降の入学者から適用されます。受給資格要件が、生活保護世帯や市民税所得割非課税世帯となつており、対象世帯の拡大が課題です。

福祉医療・精神障がい者2級に拡大

福祉医療助成の受給資格は、身体障がい1級～3級、知的障がい重度又は中度、精神障がい1級が対象でした。市の条例改正で平成29年7月から精神障がい2級までに拡充されます。対市要望などで求めた事項で一步前進です。

分庁舎建替え事業

分庁舎は耐震等に課題があり、解体後の跡地は将来的に可能となることにより松浜町の福祉公社事務所や公光庁舎内の男女共同参画センターの移転、待機児童対策として小規模保育事業(0歳児～2歳児)を開設する計画案で新設することになりました。建て替え事業は、来年秋までを予定しています。

福祉公社跡地(松浜町)は、新分庁舎移転・解体後に、100名規模の私立認可保育所を誘致する予定です。市民の皆さんからは「庁舎ばかり立派になつて」との声も届いています。

庁舎等の整備は、市民の暮らしを支えていく拠点でもあります。常に勤務する職員などが市民に寄り添う姿勢や業務執行が求められています。指摘されています。

高浜町市営住宅等築約事業進む

芦屋大学高浜町グランド跡地に、老朽化した市内各所の市営住宅と消防署高浜分署を集約、余剰地を複合福祉施設用地として活用する事業が進んでいます。

当初工事予定は来春3月末には完成でしたが、当該地の土壤調査でフッ素が含有していたことや市営住宅等設計の景観審査に時間を要したことから工事着手が約半年間遅れ、車いす2DK 2 市営住宅は平成30年9月に完成予定です。
(高浜市住タイプ別戸数)
住戸タイプ 1DK 139
2DK 126
3DK 53
車いす2DK 2

環境処理センター施設の広域化検討へ

昨年11月、市は老朽化する環境処理センターの将来計画について「再延命化対策と建替え」(単独処理)と近隣市との広域処理(広域処理)の2案を示し、広域処理検討の為に西宮市との検討・協議の組織設置とスケジュールを示しました。

(芦屋市施設概要・下表)

ごみ種	施設	施設	供用開始	経過年数	用途	備考
可燃物	焼却施設 (115t./日×2炉)	平成8年3月	約20年	○	H32まで延命化対策済	
不燃物	資源化施設 ペットボトル減量 施設	昭和52年7月	約39年	○	旧焼却施設再利用	
燃・不燃物	リサイクル棟	平成12年7月	約16年	○	旧収集車直撃再利用	
可燃物	ハイブライ ン施設	昭和52年7月 平成10年8月 吉屋浜ローカル 商店屋浜	約39年 約18年 約37年 平成10年8月	△ X X X	旧管理棟再利用	

※リサイクル棟については、必要に応じて整備します。

この2案の考え方方は、昨年12月～本年1月の期間で「一般廃棄物処理基本計画」のパブリックコメントに付されていました。広域化は国が進めている施策でもありますが、財政効率だけでなく市民の環境衛生や災害時対応などの検証すべき課題があります。

この4月から西宮市との検討・協議に入りますが、この協議には副市長が参加するときています。副市長とは事務方のトップであり、意見調整などを積み上げる場に副市長が参加することの問題点を質しました。

(今後のスケジュール案)

平成29年4月～	両市で協議を行う組織を設置し、検討・協議を開始
平成29年5月～10月	市議会所管事務調査等(協議の進捗状況等の報告)
平成29年11月頃	市議会所管事務調査等(広域処理についての一定の方針)

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	26
支出年月日	平成 29 年 6 月 12 日 4860-
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。）	
<p style="text-align: center;">署名「地方議員の組織にて運営に関する法律 が甲子年 運営解説」</p>	
支出内容 (按分の計算方法)	クレジットカード(東京へ)
その他	

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙（A4白紙）に貼付してください。

※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。

※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

maeda

送り人: books-thanks@mkrm.rakuten.co.jp は 楽天ブックス
<order@books.rakuten.co.jp> の代理
送信日時: 2017年6月12日月曜日 23:10
宛先: [REDACTED]
件名: 【楽天ブックス】ご注文内容のご確認

前田 辰一様

楽天ブックスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

ご注文内容を以下にご案内いたします。

■ご注文内容

・注文番号 [REDACTED]
・注文日時 2017/06/12 23:09

※以下 URL のページにて、ご注文内容を確認いただけます。

■My ページ（ご注文状況の確認）
[REDACTED]

■商品の詳細

・商品名	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4次新訂 逐条解説 [木田宏]
・商品URL	http://books.rakuten.co.jp/book/13146708/
・商品画像URL	http://image.rakuten.co.jp/book/cabinet/3528/9784474033528.jpg
・発送の目安	在庫あり(午前中に注文完了分は当日発送)
・価格(税込)	4,860円
・数量	1個
・発送方法	宅配便・ポスト投函配送(できる限り商品をまとめて発送)
・配送サービス手数料(税込)	0円
・ポイント利用	0円
・クーポン利用	0円
・お支払い金額合計	4,860円(ご利用ポイントを差し引いた額)
・お支払方法	クレジットカード

ご注文のみでは、契約の完了ではありません。

発送が確定した時点で契約完了となります。あらかじめご了承ください。

●お届けまでの流れ

maeda

差出人: books-shipment@mkrm.rakuten.co.jp は 楽天ブックス
<order@books.rakuten.co.jp> の代理
送信日時: 2017年6月13日火曜日 18:46
宛先: [REDACTED]
件名: 【楽天ブックス】発送のご案内

前田 辰一様

楽天ブックスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

ご注文の商品を 発送 いたしました。

■ご注文内容

- ・注文番号 [REDACTED]
- ・注文日時 2017/06/12 23:09

■お送りする商品

ご注文商品を運送会社へ引き渡しをいたしました。通常、1~3日で商品のお届けとなります。

※交通事情や運送会社の配達状況等により、遅れる場合もございます。

あらかじめご了承ください。

※あす楽 当日便／あす楽 翌日便の場合、本日中のお届けとなります。

■商品の詳細

- | | |
|----------|--------------------------|
| ・商品名 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4次新訂 |
| - 数量 | 1 個 |
| ・お届け先お名前 | 前田辰一様 |
| ・お届け伝票番号 | [REDACTED] |
| ・発送方法 | 宅配便 |

※以下 URL のページにて、ご注文内容を確認いただけます。

■My ページ（ご注文状況の確認）
[REDACTED]

■商品の配送について

宅急便の場合は、ヤマト運輸の提供する「お届け予定 e メールサービス」にご登録いただければ、「送付先住所」の変更や「時間指定」が可能です。

前田 辰一様

郵便区内特別

ご入会日 2010年 2月14日

ご利用カード PapasCard

ご指定 金利後記名 Bank Name

□ 店舗名 Branch

Bank 銀行・口座 Bank Account Number

Account 口座名義 Account Holder 前田 辰一

会員番号 Card Account No

今回お支払い総額 Payment Due

4, 860円

お支払い日 Payment Date

2017年 8月 7日

ご入金は金額をもって前日(企画開設日)までにお願いいたします。

お問い合わせ先

株式会社青山キャピタル

広島県福山市船町8-14

青山船町ビル

中国財務局長(6)第00119号

(葉秀受託会社)

ユーシーカード株式会社

084-931-3177

●ご利用明細書のお問い合わせ

●住所等のご変更

●カードの盗難・紛失のお問い合わせ

お電話でお問い合わせください。

(9:30~18:00 1/1~1/3を除く)

●盗難・紛失で青山キャピタルが営業時間外の場合は下記までご連絡ください。

カードの盗難・紛失専用ダイヤル 東京 03-6688-7669

大阪 06-7709-8500

個人情報保護のため、会員番号と口座番号を一部非表示しております。各種お問い合わせ、ご応募の際には、会員番号(16桁)が必要となりますので、予めお手元のカードで会員番号をご確認ください。

ご利用明細書 STATEMENT

いつも当社カードをご利用いただきましてありがとうございます。
ご利用明細書ご案内申しあげますのでご確認ください。

豪華な景品と交換できる「すこやかポイント」

すこやか ポイント の明細	前月総額P	景品交換P	当月獲得P	当月ボーナスP	交換可能P	2018年5月末残高P
						2

毎月1日以降に本カードをご利用又はポイントを使用されている場合、交換可能ポイントと現在のポイントは異なります。

貯まつたすこやかポイントは500ポイントから景品と交換できます。

ボーナス交換方法等詳しくは裏面をご確認ください。

★ショッピングのご利用で「すこやかポイント」に加え、国内加盟店でのご利用は「青山ポイント」も同時に貯まります。青山ポイントの明細は下記TOPICSをご覧ください。

「ご利用可能枠」のご案内

内枠	ショッピング	ご利用可能枠	利率(実質年率)	お支払いコース・回数など
		分割払い	リボ	
内枠	キャッシング	12.00%~14.75%	3・5・6・10・12・15・18・20・24回払い ボーナス併用払い可(1月・8月)	
	リボ	15.000%	定額 1万円	
内枠	キャッシング	18.000%	毎月10日締 翌月5日一括払い	
	リボ	***万円	***.***%	

○○前田 辰一様への今月のTOPICS!!○○

洋服の青山で使える「青山ポイント」

0000800

お客様の青山ポイントは 3895ポイントとなっています。1ポイント=1円(税込)として、1ポイント単位で「洋服の青山」でのお買物に使えます。詳しくは洋服の青山店頭でご確認ください。

インターネットサービス「アットユーネット」

0000802

ネットでのカードショッピングの際に安心な「本人認証サービス」(3Dセキュア)のご登録はアットユーネットから! 公共料金のカード払い変更手続き、「リボ宣言」へのお申込みなど便利な機能も満載! 詳しくは当社HPから。

ショッピングご利用可能枠の一時引き上げ

0000804

ご旅行や高額商品のご購入等による、ショッピングご利用可能枠の一時引き上げをご希望の場合、0120-222-003(受付時間9:30~18:00)までお気軽にお問合せ、お申出ください。

会員の皆様へ

お車でのお出かけに便利でおトクなETCカード! 年会費無料で青山ポイントも貯まります!

【お申込み】UC音声応答センター 0120-668-620(24時間・年中無休)自動音声に従いお手続きください。

二請求内訳

*上記「ご請求内訳」は、2017年7月10日時点で当社に到着、処理をしたご利用分から作成されております。7月11日以降のご利用分、当社未収のご利用分は反映されておりません。

二、利用明細

0.....ご本人 1~8...ご家族お上がりボカード

卷之三

4,860

13

2017年 8月 7日

年間お支払い予定表 <2回払い・ボーナス払い・分割払い>

お支払い月	お支払い予定期	お支払い残高	お支払い月	お支払い予定期	お支払い残高
17 8			18 2		
17 9			18 3		
17 10			18 4		
17 11			18 5		
17 12			18 6		

2017/06/13
Page 1 / 1

納品書

注文日: 2017/06/12
注文番号: 34474033528
納品書番号: 木田宏 様

楽の天ブックス

※この納品書は山内作業用です

商品コード: 34474033528 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4次新訂 / [M10-A-015] 木田宏 様

商品名	数量	種類	単価(税込)	金額(税込)
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4次新訂	1	本	¥4,860	¥4,860

天ブックスのご利用ありがとうございました!
ご来店を、スタッフ一同心よりお待ちしております。
梱包についてのご意見では、
届けた商品の状態やご感想を述べてください。
ご意見は、今後の商品および個人についてのサービス向上の参考
させていただいています。

小計(税込)	1	¥4,860
口送料		¥0

合計(税込)	¥4,860
ポイント利用額	0 ポイント
クーポン利用額	¥0

お支払い合計金額(税込)
¥4,860

クレジットカード

上記金額を領収しました。

ご注文内容について、商品の詳細は、発送時に記載しております。
下記が不足しているときは、以下のケースが考えられますので、郵送メールをご確認ください。
(1) 在庫切れによる、在庫商品のお取り扱い。
(2) 分割発送をご選択。
(3) お荷物が複数個口に荷附れ。

2017/06/13
Page 1 / 1

前田辰一様

返品交換連絡票

返品・返品をご希望の際、楽天ブックスヘルプページ「交換・「返品」のページをご覗いたとき、「お問い合わせする」からお手続きについてご案内いたします。
楽天ブックスからお手伝いします。

商品名	個数	交換	返品	理由
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4次新訂	1	1	1	1

<交換・返品のご注意>
・お断りする場合がございます。
・商品到着後30日が経過した場合、商品の返品は承ることができません。
・お客様都合による断品の返品は、発送用・未開封の場合は、また、異なる商品への交換は承ることができません。
・返送料弊社負担(元払いでご返送ください)。
・お客様を聞こえて注文した
1. 商品を間違えて注文した
2. 他で楽天より安い商品を見つけて
3. 商品の性能や品質が悪かった
4. 必要がなくなった
5. 注文した覚えがない
6. サイト上の説明と違う
7. 商品に傷・汚れがある
8. 商品に不具合・故障がある
9. 部品や付属品が不足している
10. 注文と異なる商品が届いた
11. 配送中に汚損があった
12. 物品台上の数より届いた商品数
13. その他(コメント欄にご記入ください)

弊社側
7. 商品に傷・汚れがある
8. 商品に不具合・故障がある
9. 部品や付属品が不足している
10. 注文と異なる商品が届いた
11. 配送中に汚損があった
12. 物品台上の数より届いた商品数
13. その他(コメント欄にご記入ください)

〈コメント欄〉

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号		27
支出年月日	平成 29年 6月 15日	2990
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費	
領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。）		

2990-127

D2ケーヨーデイツー

* 南芦屋浜店 * TEL 0797-25-2570

領 収 書

毎度お世話になります。
商品の返品・交換は、1週間以内に
お願い致します。レシートを
必ずご一緒に持ち下さい。

2017年 6月15日 (木) 16:25
 1コ加351+350 SP ¥2,770
 小計 1点 ¥2,770
 (内税対象額 ¥2,770)
 (消費税等 ¥205)

現計	¥2,770
お預り	¥3,000
お釣り	¥230

保管上のお願い
 印字面を内側に折って保管下さい
 ★印字面カット不可 イーケン税制対象商品
 [REDACTED]

支出内容 (按分の計算方法)	
その他	

*用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙（A4白紙）に貼付してください。

*A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。

*まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないよう注意ください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	28
支出年月日	平成 29年 6月 15日 200
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。）

43歳の会と女園・厚生の選定
候年代

43歳の会と女園・厚生の選定
候年代
選定
領収書

支払用名	会員登録
人件費	120,000円
会議費	35,000円
資料作成費	35,000円
資料購入費	35,000円
人件費	35,000円
合計	120,000円

支出内容 (按分の計算方法)	
その他	

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙（A4白紙）に貼付してください。

※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。

※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	29
支出年月日	平成 27年 6月 15日 1026
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。）

ハガキ用紙（裏用）

領 収 書

株式会社昭堂 本店

TEL 0797-31-2727
FAX 0797-32-2940

2017年05月15日(月)No.0
 事務用品 ￥950外
 小計 ￥950
 外税壳 ￥950
 外 税 ￥76
 合 計 ￥1,026
 (うち消費税 ￥76)
 お預り ￥10,056
 お釣り ￥9,030

6頁

[REDACTED]

支出内容 (按分の計算方法)	
その他	

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙（A4白紙）に貼付してください。

※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはボックスでとめてください。

※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないよう注意ください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	30
支出年月日	平成 29 年 6 月 20 日 3053
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。）

112-19万-2ニ2テヤ-ジ代 6月

29-6-20 振替 3,653 3053

54,305

支出内容 (按分の計算方法)	
その他	

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙（A4白紙）に貼付してください。

※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。

※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

ご請求書
(兼 振替予定金額のお知らせ)

659-0064
芦屋市精道町7-6 南 3F

RICOH

ページ:0001/0002

新社会党
芦屋総支部 前田辰一 様

発行日2017年05月31日 請求No.

リコージャパン株式会社

お問合わせ 兵庫支社 西宮営業所
西宮市久保町7-28



TEL:0798-34-3025

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください

お客様コード

下記の通りご請求申し上げます。

2017年05月31日締分 振替口座は右記の通りです。

今回ご請求金額(税込) 3,853 円

2017年06月20日に上記金額を振替させて頂きます。

【お取引明細】

月 日	商 品 名	伝票No. ご発注No.・備考	数 量	単 価	お買上金額 [税抜]	消費税率
05.26	MPC2503 パフォーマンスチャージ	05/20 シメ			2,868	22
05.26	SPEEDOC V2 FOR RICOH	05/20 シメ			700	5
	お買上金額 合計	(税込)	3,853		3,568	28

【お知らせ】

ご請求書に関するお問い合わせは、業務グループ(電話)06-6339-8974までお願い致します。

■サービス料金計算明細

<伝票No.

>

トナー込み契約です。

設置先名:芦屋総支都市役所

MPC2503SP

機番:712221

モノカラー総出力

今回検針内容

5月20日

前回検針内容

4月20日

ご使用カウント

847カウント

フルカラー総出力 ①

30,294 カウント

29,447 カウント

3 カウント

フルカラーコピー (①-②)

3,578 カウント

3,575 カウント

0 カウント

フルカラープリント ②

1,296 カウント

1,296 カウント

3 カウント

モノ

カウント/金額

カウント/月/率

内訳金額

パフォーマンスチャージ

847カウント

モノカラー総出力

17カウント

控除 2% の控除カウント

830カウント

請求カウント

1 - 500 / 月

3.5円

500カウント

1,750円

501 - 1000 / 月

3.3円

330カウント

1,089円

フルカラープリント

3カウント

控除 3% の控除カウント

1カウント

請求カウント

2カウント

1 - 1000 / 月

14.6円

2カウント

29円

消費税等

2,868円

8%

229円

合計(税込み)

3,097円

<伝票No.

>

設置先名:芦屋総支都市役所

MPC2503SP

機番:

SPEEDOC V2 FOR RICOH保守

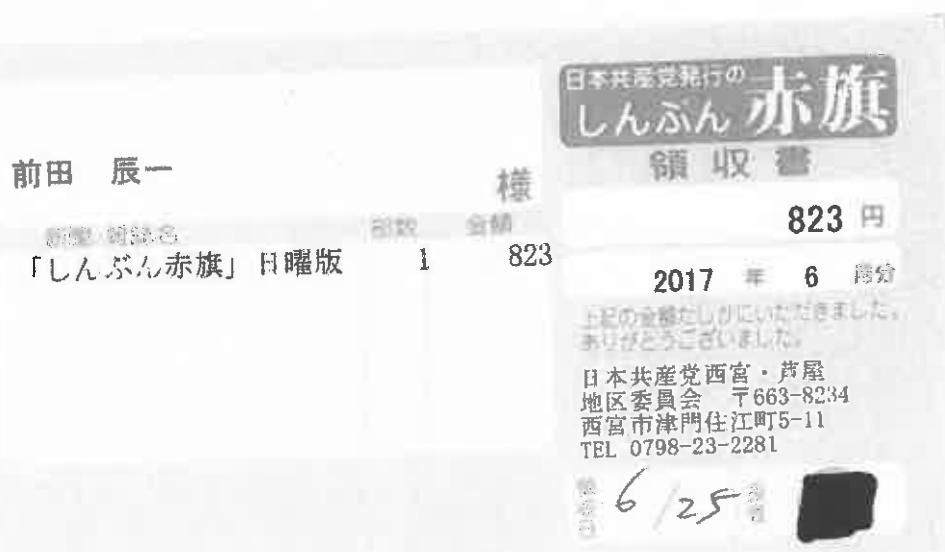
Speedoc V2 for RICOH

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	31
支出年月日	平成 29 年 6 月 25 日 2017
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。）

赤旗 日曜版 6月



823

支出内容 (按分の計算方法)	
その他	

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙（A4白紙）に貼付してください。

※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。

※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	32
支出年月日	平成 29年 6月 26日 1000
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。）

市役所用、駆逐化



タイムズ24株式会社
JR芦屋駅前第5駐車場

0120-70-8924
2017年6月26日
17-06-26 09:55

精算06-26 12:00
駐車時間 2時間 5分
駐車料金 1,000円
割引 0円
余額 4又 0円
前払 0円
現金 1,000円
釣銭 0円
NO. [REDACTED]

支出内容 (按分の計算方法)	
その他	

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙（A4白紙）に貼付してください。

※A4サイズのものや、広報紙などは縫付けやすくてクリップまたはホッチキスでとめてください。

※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	35
支出年月日	平成 29年 6月 27日 3,999
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。）

赤旗印 6月



支出内容 (按分の計算方法)	
その他	

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙（A4白紙）に貼付してください。

※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。

※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号		34
支出年月日	平成 29年 6月 30日	3,218
支出項目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費	

領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付できます。）

フリカ4-129代



T西富甲子園店
0798-37-1561
御来店誠に有り難う御座います
ポイントカード会員募集中！

令販北支署

No. [REDACTED] [現金売]

2017/06/30 17:08

レジ担当

販売担当

会員No.

3195621012 CD973AA(HP920M)	920
HPイク 1:持帰 外08	03
	¥1,490
3195622019 CD974AA(HP920Y)	920
HPイク 1:持帰 外08	03
	¥1,490
小計	¥2,980
+消費税	¥3,218
税込計	OP
ポイント値引	
合計	¥3,218
(内消費税	¥238)
現金	¥3,218
お預り	¥5,250
お釣り	¥2,032

ポイント会員No.
前回累計ポイント数
値引ポイント数
今回ポイント数
累計ポイント数

商品の返品につきましては必ずこのレシートとポイントカード（お持ちのお客様）をお持ち下さい。
お持ちでないと返品が出来ません。

印紙税申告納付
税務署本課済

支出内容
(按分の計算方法)

その他

※用紙裏面には貼付しないでください。また、枠内に納まらない場合は、別紙（A4白紙）に貼付してください。

※A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップまたはホッチキスでとめてください。

※まとめて貼付する場合、領収書等が重ならないようご注意ください。